第十九条を次のように改める。

（政府の再保険金額）

第十九条　農林水産大臣は、法第百二十九条に規定する組合責任保険金額の算定の方法を定めるには、同条に規定する保険ごと（漁船船主責任保険にあつては、塡補区分ごと）に、同条に規定する組合責任保険金額が組合保有純保険料総額に組合の保険責任に係る危険の態様を勘案して定める一定の乗数を乗じて算定されるようにしなければならない。

2　前項の組合保有純保険料総額は、同一年度保険関係（法第百二十八条に規定する同一年度保険関係をいう。次条において同じ。）の純保険料の合計額から当該同一年度保険関係に係る漁船保険再保険事業等（法第二条第二号に規定する漁船保険再保険事業等をいう。次条において同じ。）の再保険料の金額を差し引いて得た金額とする。

3　法第百二十九条の政令で定める割合は、百分の八十五とする。

第二十一条を削る。

第二十条中「第百三十八条の十七」を「第百三十二条」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（政府からの再保険料の払戻し）

第二十条　組合が法第百三十一条の規定により再保険料の払戻しを請求することができる金額は、法第百二十九条に規定する保険ごと（漁船船主責任保険にあつては、塡補区分ごと）に、法第五十一条第二項、第九十五条、第百十三条の七（法第百十三条の十六第三項、第百二十一条及び第百二十六条の七において準用する場合を含む。）又は第百二十条第二項（法第百二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合が払い戻すべき純保険料の額（その払い戻すべき純保険料の一部を国庫が負担している場合には、その負担している額を差し引いて得た額）に相当する金額に、当該純保険料に係る同一年度保険関係に係る漁船保険再保険事業等の再保険料の金額の当該同一年度保険関係の純保険料の合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

第二十五条中「第百三十九条第一項第二号の政令で定めるもの」を「第百三十九条第一項第一号の政令で定める金額」に改める。

第二十八条中「法第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に改める。

第三十一条第一項の表中「読み替える規定」を「読み替える法の規定」に改め、同表第八十九条及び第九十条の項中「第八十九条及び第九十条」を「第八十八条及び第八十九条」に改め、同表第八十九条、第九十一条第一項、第九十六条、第九十七条及び第九十八条第一項」を「第八十八条、第九十条第一項、第九十五条、第九十六条及び第九十七条第一項」に改め、同表第九十二条の項中「第九十一条」を「第九十一条」に改め、同表第九十三条第一項、第九十八条、第九十九条及び第百一条の項中「第九十三条第一項、第九十八条、第九十九条及び第百一条」を「第九十二条第一項、第九十七条、第九十八条及び第百条」に改め、同表第九十四条の項を次のように改める。

第九十三条	事故（第百四十三条の三第二号に掲げる損害に係る保険にあつては、同号に規定する小型の船舶の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、当該船舶の所有者又は所有権以外の権原に基づき当該船舶を使用する者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。）

第三十一条第一項の表第九十四条及び第九十六条の項中「第九十四条及び第九十六条」を「第九十三条及び第九十五条」に改め、同表第九十七条の項中「第九十七条」を「第九十六条」に改め、同表第九十八条第一項の項中「第九十七条第一項」に、「第百四十三条第一号」を「第百四十三条の三第一号」に改め、同表第九十八条第二項の項中「第九十八条」を「第九十七条」に改め、同表第百一条の項中「第百一条」を「第百条」に改め、同表第百二条の項中「第百一条」を「第百一条」に改め、同表第百三条の項中「第百三条」を「第百二条」に改め、「のうち普通保険に係るもの及び特殊保険に係るもの」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同表第百六条の項中「第百六条」を「第百五条」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第百十一条、第百十一条の二第一項及び第三項、第百十一条の四、第百十三条の五、第百十三条の七、第百十三条の七の二」を「第百十一条第一項及び第三項、第百十一条の三、第百十三条の五（第一項ただし書を除く。）、第百十三条の七」に、「第百二十六条の五」を「第百二十六条の六」に改め、同項の表中「読み替える規定」を「読み替える法の規定」に改め、同表第百十一条の項を削り、同表第百十一条の二第一項及び第三項の項及び第百十一条の二第一項」を「第百十一条第一項」に改め、同表第百十一条の四及び第百十三条の七の項及び第百十一条の四の項中「第百十一条の四」を「第百十一条の三」に改め、同表第百十一条の四及び第百二十六条の五第二項の項中「第百十一条の四及び第百二十六条の五第二項」を「第百十一条の三及び第百二十六条の六第二項」に改め、同表第百十三条の五の項を次のように改める。

第百十三条の五第一項	普通損害保険	任意保険
第百十三条の五第二項	農林水産省令で定めるところにより、保険約款	任意保険事業に係る保険約款

第三十一条第一項の表第百十三条の七の項中「又は特殊保険」を削り、同項の前に次のように加える。

第百二十四条	漁船乗組船主保険	任意保険
	率は、基本部分及び特定特約部分ごとに	率は、

第三十一条第二項の表第百十三条の七の二第一項の項を削り、同表第百二十四条の項を次のように改める。

第三十一条第二項の表第百二十六条の五第一項の項中「第百二十六条の五第一項」を「第百二十六条の六第一項」に改める。

第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とする。

附則第十九項を削る。

（漁業災害補償法施行令の一部改正）

第二条　漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百十四条各号に掲げる」を「第百十四条に規定する」に改める。

第六条第二号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同条第三号を削る。

第九条の三を次のように改める。

（特定第二号漁業者の要件）

第九条の三　法第百八条第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　総トン数一トン以上百トン未満の動力漁船により行う漁業（二隻以上の漁船（農林水産大臣が定める附属漁船を除く。）によりまき網、船びき網、底びき網又は敷網を使用して営む漁業であつて、当該漁船の合計総トン数が百トン以上であるものを除く。）又は第六条第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」という。）を営むこと。

二　前号に規定する漁業を営む日数が一年を通じて九十日（法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えること。

三　法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区分に係る漁業の漁獲金額が一年を通じて二百万円を超えること。